

## 令和6年度「秋は短し 旅せよ岩手～いわて秋旅キャンペーン～」における 秋季観光商品造成等支援事業助成金 公募要領

いわて観光キャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）が本年度実施する「秋は短し 旅せよ岩手～いわて秋旅キャンペーン～」期間中に、秋季観光の魅力発信及び誘客拡大に向けた受入態勢整備を図るとともに、キャンペーン終了後も継続した誘客につながるよう、事業者等が連携して取り組む、キャンペーンのコンセプトに合わせた観光商品の造成及び企画の実施等に対し、令和6年度「秋は短し 旅せよ岩手～いわて秋旅キャンペーン～」における秋季観光商品造成等支援事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で助成金を交付する事業について、次のとおり公募します。

### 1 助成事業の内容について

#### (1) 助成対象事業

次に掲げる条件をすべて満たしているものを助成対象事業とする。

- ・ 「宿泊施設」、「観光施設（スポット、イベント等）」、「二次交通」のいずれか2つ以上の要素を組み合わせた商品であること（同じ要素のみの組み合わせは不可）
- ・ 地域の特性を生かした秋ならではの商品であること
- ・ 催行日が令和6年10月1日（火）から令和6年12月31日（火）までであること。

なお、宿泊を伴う旅行商品のうち、県北・沿岸地域※1もしくは内陸地域の町村※2で宿泊する商品については助成金の上限を増額する。

※1 県北・沿岸地域：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

※2 内陸地域の町村：雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町

#### (対象の例)

- ・ 宿泊施設Aの宿泊者が、翌日、観光施設Bに行くためのシャトルバスをバス会社Cが運行する。
- ・ 新幹線を使って最寄り駅に降りた旅行者を対象とした、観光施設Dと観光施設Eを回るバスツアー（体験プラン有り）を実施する。



## (2) 助成事業者

助成金の交付の対象は、協議会会員・賛助会員及び岩手県内に主たる営業所を置く、対象事業を実施する事業者等とする。なお、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- ・ 個人事業者
- ・ 株式会社、有限会社及び合同会社
- ・ 事業協同組合及び企業組合
- ・ 観光地域づくり法人（DMO）、NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体
- ・ 市町村

## (3) 助成金の額

助成事業の実施にかかる経費（以下、「対象経費」という。）の1/2を助成し、1事業当たりの上限額は500千円とする。なお、要綱第3の2に該当する事業については1事業当たりの上限額を1,000千円とする。また、1事業者当たりの上限額を1,000千円とする。

対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (4) 対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

対象経費	内容	備考
交通費	バス、電車、船等利用運送の料金 等	
燃料代	バス、電車、船等の燃料代、灯油代 等	
食事代	昼食等にかかる料金	
入場料、体験料	観光施設の入館料、体験料、イベント参加料 等	
謝金・旅費	専門家（アドバイザー等）謝金・旅費、事業従事者旅費	県の支給基準を上回る場合は減額する場合がある。
材料費	商品に要する材料購入費等	必要最小限に限る。
外注費	デザイン費、外注加工費等	企画デザインと印刷製本費は分離する。
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費（版代を含む）、翻訳費等	チラシ・リーフレットは上限1,000枚とする。
通信費	インターネット回線使用料、電話使用料、郵便料金等	
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
モニター調査費	体験プログラム開発等にかかる調査費等	モニターツアーを実施する場合は、報告書提出時にモニターツアーを実施した際の改善点等今後どの

		ように商品化につなげるかの展望を記載すること。
マーケティング費	データ収集・分析費等	
その他特に必要と認められる経費		

※ 対象経費は原則、交付決定日から助成対象期間内に支払及び納品が完了した経費とし、交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とする。

(5) 事業期間

交付決定日から令和7年1月20日（月）までとする。

事業期間の延長は行わないもの。

## 2 公募（申請）期間について

(1) 公募（申請）期間

令和6年6月6日（木）～ 令和6年6月28日（金）※必着

(2) 申請方法

交付の対象となる事業者等が、必要書類を準備の上、事務局あて郵送または持参すること。

(3) 提出書類及び提出先

提出書類	提出先
1 交付申請書（様式第1号）	住所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室内
2 実施概要書（様式第2号）	
3 2を補足する書類等	
4 事業費積算書（様式第3号）	
5 4を補足する積算にかかる根拠書類等	宛先：いわて観光キャンペーン推進協議会 事務局（担当：坂井）
6 その他協議会が必要と認める書類	

## 3 審査について

(1) 審査方法

- ① 審査は、申請時に提出された書類に基づいて行う。
- ② 審査委員が、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、各申請内容に対する得点を協議会に報告するものとする。
- ③ 各審査委員が付した得点を合計し、合計点が180点以上の事業について、予算の範囲内で総得点が上位の事業から採択とする。ただし、必要と認めない経費は除外のうえ交付決定する。
- ④ 同点の場合は、満点の項目が多いものを上位とする。
- ⑤ ④による順位付けにおいても同点で、採択できる残りの予算の枠が1事業者分しかない場合は、申請者によるくじ引きを実施して、決定する。

## (2) 審査基準及び配点

	審査項目	審査観点	配点
事業内容	事業目的の妥当性	・受入態勢整備に向けた効果的な内容か。	10
		・キャンペーンのメインターゲットに合致した内容となっているか。	10
	事業成果の波及効果	・本県の魅力 PR、観光や地域振興等への波及効果が期待できるか。	20
	事業の継続性・独創性	・地域の特性を生かした秋ならではの内容となっているか。	20
・今後も継続して取り組むことができる内容となっているか。		15	
事業遂行能力	事業の計画性、実施体制	・できるだけ明確かつ緻密に計画が作成され、十分に実現可能なものといえるか。	10
		・提案事業を確実に実施できる体制であるか。	5
	経費の妥当性	・積算内容（単価や数量等）は妥当なものであるか。	10
合 計			100

## (3) 審査結果の通知（交付決定の通知）

審査結果については、郵送により書面で通知する。7月上旬頃を予定。

## (4) 事業計画書の提出について

交付決定を受けた助成事業については、8月20日（火）までに、以下について記載した事業計画書（任意様式）を提出すること。

- ・ 実施日時、場所
- ・ 連携する事業者
- ・ 実施までのスケジュール
- ・ 実施内容の詳細
- ・ 事業の実施にかかる金額

## 4 その他（今後のスケジュール（予定））

申請書の提出	令和6年6月6日（木）	～	令和6年6月28日（金）
審査・交付決定通知		～	令和6年7月上旬
事業計画書の提出	令和6年7月上旬	～	令和6年8月20日（火）
事業実施	交付決定日	～	令和7年1月20日（月）
実績報告		～	令和7年1月31日（金）